

2019・2020年度 学びにくさのある子どもへの指導充実事業

通常の学級における特別な支援の必要な
児童生徒への指導の充実に向けて

令和2年9月11日(金)
滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課



①「**学びにくさ**のある子ども」とは・・・

- 例えば、子どもの「**こんな姿**」はありませんか？



学びにくさのある子どもの姿（一例）



課題への集中が続かない
注意を向けることが苦手
不用意に離席してしまう

文章を読むことが苦手
文中の語句を抜かしたり
読み間違えたりする

話を聞くことが苦手
聞きもらしがある
聞いたことをすぐに忘れてしまう



文章を書くことが苦手
読みにくい字を書く
視写ができない

自分の考えを伝えたり話したり
することが苦手

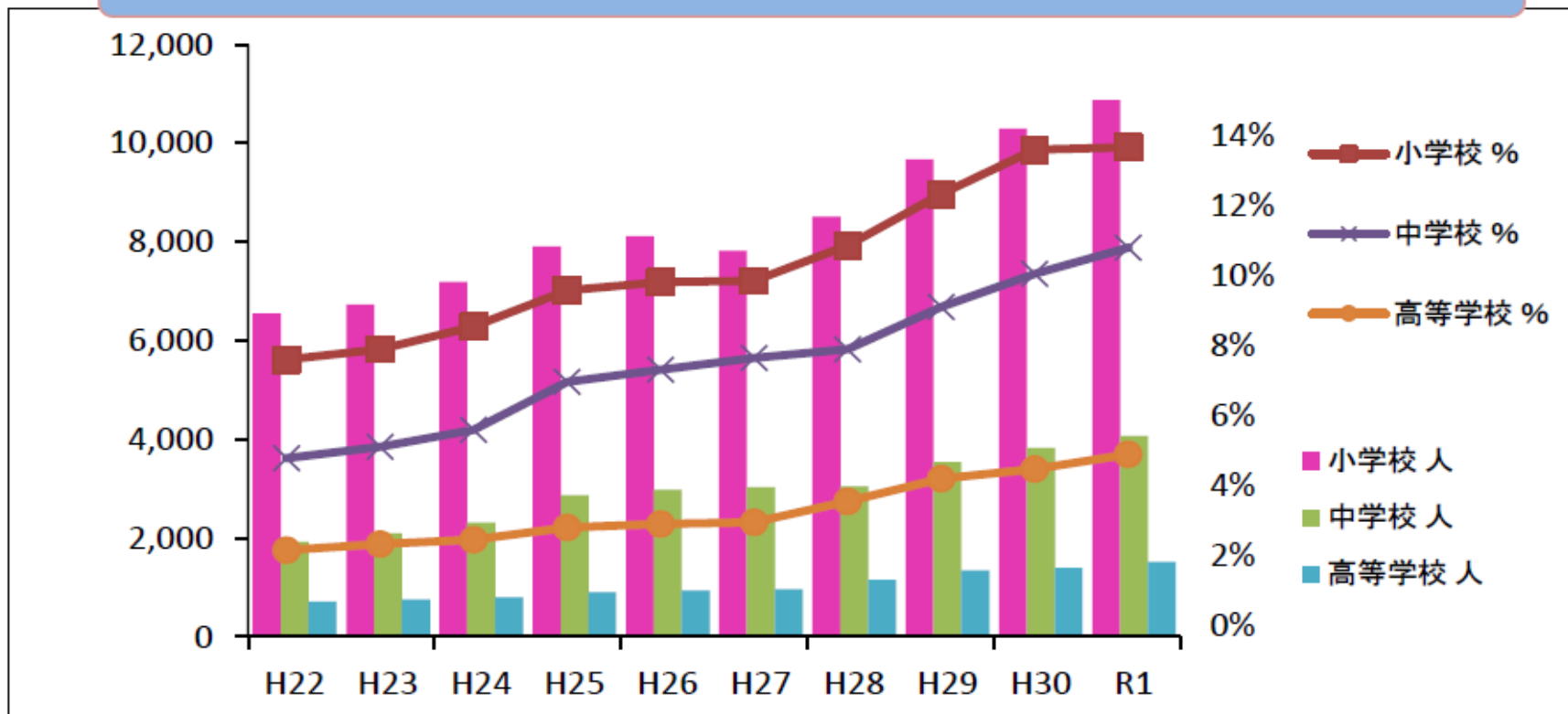
自分の考えをまとめることが苦手
尋ねられた内容に合わない話をしてしまう

②「**学びにくさ**のある子ども」の現状は・・・

- 通常の学級における「**現状**」は？



公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数の状況



(毎年度9月1日現在)

※各学校の校内委員会において把握した数(必ずしも医師の診断等にはよらない)

当課リーフレットならびにHP「滋賀の特別支援教育」で公表

現状

★「特別支援教育にかかる実態調査(RI)」より(小・中学校)

○通常の学級における発達障害等の児童生徒在籍割合が、全国に比して高く、また年々増加している。

〈本県：12.76%(RI)〉

○通常の学級における児童生徒への支援の状況(重複回答有)

・担任による支援・配慮 :94.2%

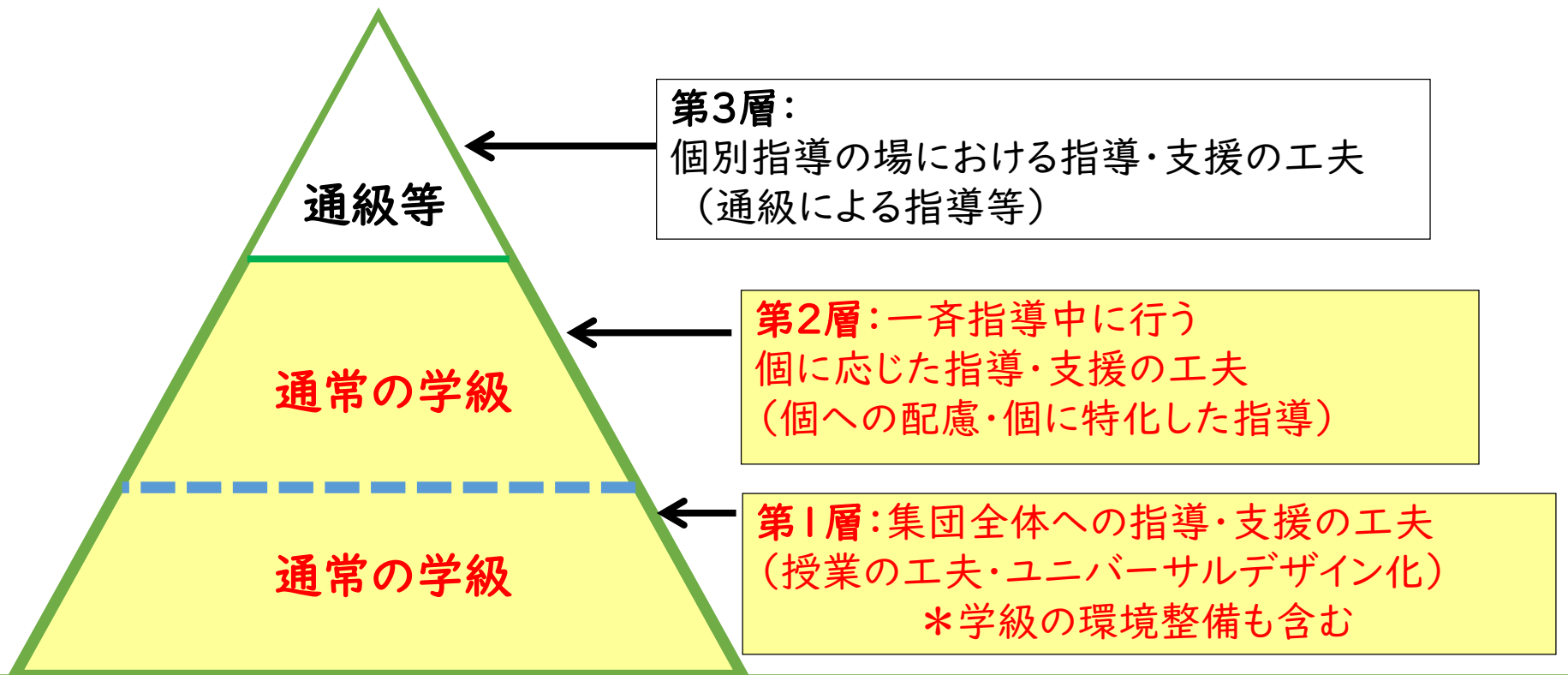
・TT(複数指導)や少人数指導による支援 :34.4%

・通級による指導 :13.5%

・特別支援学級担任による支援 : 2.8%



小・中学校 通常の学級における 特別な支援の必要な児童生徒への指導・支援の階層性



田中裕一(文部科学省 特別支援教育調査官)、特別支援教育研究 2月号

「全ての子供が分かる授業」と「合理的配慮の提供」 東洋館出版、2017年を参考に本県で改編

③「**学びにくさ**のある子ども」への指導とは・・・

- 県が進めている「**学びにくさ**のある子どもへの**指導充実事業**」って？



1. 問題意識・提案背景

小・中学校の通常の学級において、発達障害等により特別な教育的支援を受ける必要がある児童生徒に対し、発達障害の特性を的確に理解し、その児童生徒に対する専門性の高い指導、支援を行うことが急務。

2. 取組内容①

1. 研究モデル拠点2地域へ発達障害支援アドバイザーを派遣

教科指導を通して、学びにくさのある児童生徒への対応を研究

- ・学習上のつまずきを発見し支援方法を検討
- ・学びにくさのある児童生徒への効果的な指導実践事例の蓄積と普及

研究モデル地域・・・「日野町・栗東市」

2. 取組内容②

2. 「読み解く力」向上研修へ発達障害支援スーパーバイザーを派遣

スーパーバイザーによる研修から「特別支援教育の視点」を学ぶ

- ・効果的な指導方法の普及
- ・読み解く力の基礎に関わる研修実施
- ・教科指導を基にしながら「読み解く力」の向上を図る

3. 取組から期待される効果

- ◆ 発達障害を的確に理解し、その特性に応じた指導を推進
- ◆ 児童生徒の障害に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に実施
- ◆ 児童生徒にわかりやすい授業へ改善（集団指導と個別支援の両立）
- ◆ 教科指導における「特別支援教育の視点」を学ぶ
- ◆ 読み解く力等、児童生徒の発達を支える指導の充実